平成２４年（フ）第１１３７号
広島市中区舟入本町５番６―204号
破産者　白井　　毅
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８９号
広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目20番10号
破産者　上野　　明
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７号
山口県宇部市野中４丁目９番51号、開始決定時の住所山口県宇部市文京台３丁目８番13号
破産者　岡本　利房
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４４２号
熊本県荒尾市桜山町２丁目３番14号、前住所熊本県玉名市高瀬319番地
破産者　田上　穎運
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７９号
北海道旭川市宮前通東4155番地の１　40街区の１の17
破産者　田中　克典
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
開始決定時の住所北海道旭川市東光２条７丁目５番７号
破産者　布市　博美
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
北海道旭川市９条通２丁目2346番地の１　パークハイツ信和402号
破産者　福本　裕美（旧姓梶川）
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
北海道富良野市末広町３番１号　サンハイムⅡ101号室
破産者　東　　秀和
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
北海道富良野市東麻町７番10号
破産者　松辻　泰幸
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０１号
北海道旭川市忠和２条６丁目１番９―205号
破産者　幸坂美生子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目２番24―３号
破産者　佐藤かずみ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９号
宮城県柴田郡柴田町船岡東１丁目10番32―１号
破産者　内野沢ゆき子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３１号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字久根添66番地10
破産者　高橋　俊彦
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３２号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字久根添66番地10
破産者　高橋さち子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第９４号
福島県いわき市小川町西小川字小橋８番地の26
破産者　吉田喜久夫
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１１４０号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番７―203号
破産者　滝沢亜紀子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７８号
新潟市中央区大島118番地27　コーポミモザ205号、前住所新潟市中央区鳥屋野417番地34　ダイアパレスパークコート新潟203号
破産者　加藤　　秀
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
新潟県村上市小国町２番７号　パレスコートＭ＆Ｋ　Ｄ
破産者　中山　正良
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１６４号
石川県野々市市押越１丁目76番地、従前の住所石川県白山市千代野西７丁目６番地１
破産者　高橋　外之
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所